

# 平成28年第1回下仁田町議会定例会会議録第2号（9日）

招集年月日	平成28年3月7日					
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場					
開閉会日時 及び宣言	開 会	平成28年 3月 7日午前10時00分			議 長	佐藤 勇二
	閉 会	平成28年 3月 17日午前10時28分			議 長	佐藤 勇二
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 11名 欠席 1名 欠員 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	岡 田 邦 敏	○	7	佐 藤 博	○
	2	永 井 正 之	○	8	佐 藤 勇 二	○
	3	木 暮 弘 元	○	9	千 野 榮 治	○
	4	原 秀 男	○	10	島 崎 紘 一	○
	5	岩 崎 正 春	○	11	堀 口 博 志	○
	6	高 瀬 政 信	△	12	岡 田 武 二	○
会議録署名議員	9番	千 野 榮 治	10番	島 崎 紘 一		
職務のため議場に 出席したものの氏名	事務局 長	樋 口 令 子		書 記	小 井 土 直 也	
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	金 井 康 行		保健環境課長	猪 野 馨	
	副 町 長	吉 弘 拓 生		産業観光課長	神 戸 宏	
	教 育 長	吉 井 誠		建設ガス水道課長	神 戸 哲	
	総 務 課 長	金 井 義 富		教 育 課 長	浅 川 幸 則	
	地 域 創 生 課 長	永 井 邦 佳		財 政 係 長	小 金 澤 修 路	
	住 民 税 務 課 長	堀 口 玲 子				
	会 計 課 長	(住民税務課長兼務)				
	健 康 課 長	神 戸 康 全				

## 議 事 日 程 別紙のとおり

---

### 会 議 に 付 し た 議 件

---

- 1 第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度下仁田町一般会計補正予算（第5号））
- 2 選挙第1号 下仁田町選挙管理委員及び補充選挙について
- 3 第2号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 6 第3号議案 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 7 第4号議案 下仁田町等行政不服審査会の共同設置について
- 8 第5号議案 下仁田町役場課設置条例の一部を改正する条例
- 9 第6号議案 下仁田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例
- 10 議案第7号 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 11 第8号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 12 第9号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 13 第10号議案 下仁田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 14 第11号議案 下仁田町税条例の一部を改正する条例
- 15 第12号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 16 第13号議案 下仁田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 17 第14号議案 下仁田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 18 第15号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 19 第16号議案 下仁田町中小企業経営安定資金融資条例の一部を改正する条例
- 20 第17号議案 下仁田町職員の退職管理に関する条例
- 21 第18号議案 下仁田町等行政不服審査会委員の報酬等に関する条例
- 22 第19号議案 下仁田町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例

- 23 第20号議案 下仁田町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例
- 24 第21号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 25 第22号議案 下仁田町庁舎整備基金条例を廃止する条例
- 26 第23号議案 下仁田町過疎地域自立促進計画について
- 27 第24号議案 平成26年度町道0109号（下仁田～栗山）線道路改良工事請負契約の変更について
- 28 第25号議案 平成26年度町道0104号線（不通橋）橋台部補修工事請負契約の変更について
- 29 第26号議案 平成27年度下仁田町一般会計補正予算（第6号）
- 第27号議案 平成27年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第28号議案 平成27年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第29号議案 平成27年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第30号議案 平成27年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 第31号議案 平成27年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第32号議案 平成27年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第3号）
- 30 第33号議案 平成28年度下仁田町一般会計予算
- 第34号議案 平成28年度下仁田町国民健康保険特別会計予算
- 第35号議案 平成28年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第36号議案 平成28年度下仁田町介護保険特別会計予算
- 第37号議案 平成28年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算
- 第38号議案 平成28年度下仁田町水道事業会計予算
- 第39号議案 平成28年度下仁田町ガス事業会計予算

## 会 議 の 経 過

---

開 会 平成28年3月9日 午前10時00分

---

○議長 佐藤勇二 おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1、第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度下仁田町一般会計補正予算（第5号））を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

（金井義富総務課長 登壇）

○総務課長 金井義富 命によりまして、第1号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第1号議案 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行  
次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成27年度下仁田町一般会計補正予算（第5号）を専決処分する。

平成28年1月21日 下仁田町長 金井康行  
次のページをお願いいたします。

平成27年度下仁田町一般会計補正予算（第5号）

平成27年度下仁田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,805万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,519万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年1月21日専決処分 下仁田町長 金井康行

2ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予定額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。17款寄附金2,500万円、18款繰入金1,305万5,000円、歳入合計50億1,714万4,000円に3,805万5,000円を増額し50億5,519万9,000円でございます。

次に、歳出でございます。2款総務費3,505万5,000円、10款教育費300万円、歳出合計50億1,714万4,000円に3,805万5,000円を増額し、50億5,519万9,000円でございます。

歳入歳出予算事項別明細書でございますけれども、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。また、4ページの2の歳入、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第1号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に、日程第2、選挙第1号 下仁田町選挙管理委員及び補充員選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については地方自治法第118条の第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 全員異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、XXXXXXXXXX、神戸洋一君、XXXXXX  
XXXXXXXXXX、神戸英明君、XXXXXXXXXX、下山淳君、  
XXXXXXXXXX、石井薫君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました

神戸洋一君、神戸英明君、下山淳君、石井薫君が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には第1順位、[REDACTED]、園部典男君、第2順位、[REDACTED]、高橋孝雄君、第3順位、[REDACTED]、山田圭一君、第4順位、[REDACTED]、磯田潤子君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました第1順位園部典男君、第2順位高橋孝雄君、第3順位山田圭一君、第4順位磯田潤子君が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第3、第2号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。  
総務課長

(金井義富総務課長 登壇)

○総務課長 金井義富 命によりまして、第2号議案を朗読し、ご提案申し上げます。

第2号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を下仁田町固定資産評価審査委員会委員に任命したいから、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

記。住所、[REDACTED]。氏名、酒井俊輔。[REDACTED]

[REDACTED]。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

提案理由。神戸博氏が平成28年4月30日をもって任期満了となるため。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。  
第2号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 異議ないものと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 佐藤勇二 次に日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長  
(堀口玲子住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 堀口玲子 命によりまして、諮問第1号を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推進したいので、議会の意見を求める。

記。住所、[REDACTED]。氏名、岩井けさ江。[REDACTED]

[REDACTED]。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

提案理由ですが、今井ひさ子氏が平成28年6月30日任期満了となるためでございます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

諮問第1号を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 異議ないものと認めます。よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長  
(堀口玲子住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 堀口玲子 命によりまして、諮問第2号を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推進したいので、議会の意見を求める。

記。住所、[REDACTED]。氏名、山田千代。[REDACTED]

[REDACTED]。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

提案理由ですが、鈴木美知子氏が平成28年6月30日任期満了となるためでございます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。採決いたします。  
諮問第2号を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 異議ないものと認めます。よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第6、第3号議案 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長  
(金井義富総務課長 登壇)

○総務課長 金井義富 命によりまして、第3号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第3号議案 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について  
群馬県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議のうえ定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

提案理由でございますけれども、群馬東部水道企業団が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、群馬県市町村総合事務組合規約別表第2の5の項の事務の共同処理を平成28年2月8日から適用して行うため。

別紙の規約変更に関する協議書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。  
(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論がないものと認め、討論を終結して採決いたします。  
第3号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第3号議案は原案のとおり可決



されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第7、第4号議案 下仁田町等行政不服審査会の共同設置についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長（金井義富総務課長 登壇）

○総務課長 金井義富 命によりまして、第4号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第4号議案 下仁田町等行政不服審査会の共同設置について

地方自治法第252条の7第1項の規定により、次のように規約を定め、甘楽西部環境衛生施設組合及び下仁田南牧医療事務組合と下仁田町等行政不服審査会を共同設置することについて、同条第3項により準用する第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

次のページをお願いいたします。下仁田町等行政不服審査会共同設置規約でございますけれども、内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

附則 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 討論がないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第4号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第8、第5号議案 下仁田町役場課設置条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長（金井義富総務課長 登壇）

○総務課長 金井義富 命によりまして、第5号議案を朗読し、ご提案ご説明申し

上げます。

第5号議案 下仁田町役場課設置条例の一部を改正する条例

下仁田町役場課設置条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

附則（施行期日）。第1項 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第2項以下につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第5号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第9、第6号議案 下仁田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

（金井義富総務課長 登壇）

○総務課長 金井義富 命によりまして、第6号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第6号議案 下仁田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

第1条の下仁田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、第2条の下仁田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正。

2ページをお願いいたします。第3条の下仁田町職員の勤務時間、休暇等

に関する条例の一部改正、第4条の下仁田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

附則（施行期日）。第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

第2条以下につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第6号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に日程第10、議案第7号 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。議会事務局長に朗読させます。議会事務局長

（樋口令子議会事務局長 登壇）

○議会事務局長 樋口令子 命によりまして、議案書を朗読させていただきます。

議案第7号 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例  
上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び下仁田町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年3月7日提出 下仁田町議会議長 佐藤勇二様

提出者 下仁田町議会議員 島崎紘一、賛成者 同堀口博志、賛成者 同原秀男、賛成者 同岩崎正春、賛成者 同佐藤博。

裏面をお願いいたします。

下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例

第1条 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附則（施行期日等）。第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の下仁田町議会の議員の諸給与支給条例第6条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（給与の内払）。第2条 第1条の規定による改正後の下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の下仁田町議会の議員の諸給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（提出の理由）。地方公務員の給与改定に伴い、下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する必要性が生じたためです。

以上でございます。

○議長 佐藤勇二 朗読が説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。木暮弘元君

（3番 木暮弘元議員 登壇）

○3番 木暮弘元 反対討論をさせていただきます。議案第7号 下仁田町議会議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例には反対です。平成27年3月、区長会から要望書「議員の給与10%引き下げ」、その後、区長会から要望書「議員の定数削減」等、町民の信頼関係を構築する意味においても、この条例案を取り下げを要望いたします。この条例案を私は反対いたします。

以上です。

○議長 佐藤勇二 ほかに討論ございますか。島崎紘一君

(10番 島崎紘一議員 登壇)

○10番 島崎紘一 議案第7号についての賛成討論を申し上げます。

議員の報酬の決め方というのは、地方公務員特別公務員の順にならないうで決まっているわけですが、やはり近隣の市町村の給与とのバランスあるいは人口規模、あるいは財政規模によって決めてあるわけですね。そういう中で、今回の改正というものは、提出の理由にもありますとおり、人事院勧告に基づいた県あるいは町村の報酬審議会の審議を経て決定してあるわけですね。でありますから、この条例に対しては賛成として意見を述べさせていただきます。

報酬審議会のメンバーは各種団体の代表者、もちろん記憶によりますれば区長会長も含まれていると思います。そういう中で委員が勝手に上げたり、下げる場合は結構ですが、勝手に上げたりすることのできない仕組みであります。そういう中で、住民代表の審議会の意見を尊重して、この議案を提出しておるわけですね。そういうわけで、提案者の1人として賛成討論いたします。

以上です。

○議長 佐藤勇二 ほかに討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

議案第7号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 佐藤勇二 挙手多数です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第11、第8号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(金井義富総務課長 登壇)

○総務課長 金井義富 命によりまして、第8号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第8号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例

第1条 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を次のよ

うに改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

附則（施行期日等）。第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

第2項以下につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。木暮弘元議員

○3番 木暮弘元 第8号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例改正後、町長、副町長及び教育長3人の現行年間支給額及び共済費をお尋ねするとともに、今回条例改正して各自の給与増額分、共済費額をお示しいただきたいと思います。

○議長 佐藤勇二 総務課長

○総務課長 金井義富 お答えをさせていただきます。

町長等三役の諸給与につきましては、下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例等により定められております。これをもとに計算いたしますと、町長は給与698万4,000円、期末手当293万4,000円、通勤5万1,000円、共済費200万6,000円、退職手当組合負担金199万8,000円、合計1,397万3,000円でございます。

次に、副町長でございますが、給与679万2,000円、期末手当273万4,000円、共済費190万6,000円、退職手当組合負担金194万2,000円、合計1,337万4,000円でございます。

次に、教育長でございますが、給料648万円、期末手当260万9,000円、通勤手当12万円、共済費184万円、退職手当組合負担金185万4,000円、合計1,290万3,000円でございます。

次に、今回の改正に伴う増額というご質問でございますけれども、町長は期末手当7万円、共済費1,000円、計7万1,000円。副町長、期末手当支給額6万5,000円、共済費1,000円、合計6万6,000円。教育長、期末手当6万2,000円、共済費1,000円、計6万3,000円でございます。

以上です。

○議長 佐藤勇二 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。木暮弘元君

(3番 木暮弘元議員 登壇)

○3番 木暮弘元 反対討論をさせていただきます。

第8号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例を反対討論いたします。

町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例案に対して、私は反対です。その理由は、人事院勧告は国家公務員と地方公務員が諸給与の引き上げが対象です。町長、副町長及び教育長は対象外です。当局の説明では、下仁田町報酬審議会に答申し、全会一致で回答を得ました。審議会の書類を見ても町民感情を考えれば、私は認めるわけにはいきません。反対です。

8日の原議員さんの一般質問の中での回答は、町民税が毎年減額している。税の滞納者も増加していると回答された。町民税がさらに減収が続くと思われれます。町民の厳しい現状を理解していただきたい。町長、副町長、教育長の諸給与条例の一部改正をする条例を取り下げていただきたい。私は絶対に反対です。

以上です。

○議長 佐藤勇二 ほかに討論ございますか。島崎紘一君

(10番 島崎紘一議員 登壇)

○10番 島崎紘一 第8号議案についての賛成討論を申し上げます。

町長、副町長、教育長、特別職でありますけれども、非常勤の公務員扱いで、当然一般職と同等の地方自治法においては立場が据えられているわけです。そういう中で、やはり近隣の市町村とのレベル、あるいは県内の市町村、市は別として町村との報酬を勘案した場合に、決して高くも安くもない。そういうことで基本給が決まっているわけです。しかしながら、期末手当については、やはり人事院の勧告、近隣の市町村とのバランスもありますけれども、やはり社会経済の動向、あるいは国の政策の一環としての人事院の指導があるわけです。勝手に上げたり下げたりできるものもありますけれども、これは政策的に首長が給与3割カットするとか、あるいは半額にするとか、時限立法で決めている町村もありますけれども、現在の基本給については適正であると。そういう中でやはり人事院勧告に基づいた町の報酬審議会の結

論を尊重すべきである、私はそのように考えております。

しかしながら、報酬に見合った以上の仕事をしていただきたい、そういうことは個人的にも教育長、また副町長、町長にも申し上げているわけですが、現状を見る限り、報酬に見合った、あるいはそれ以上国・県に対しても直接特別地方交付税の参入もあります。そういうことを勘案すれば、この条例については賛成すべきである、また私は賛成である、そういうことをご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 佐藤勇二 ほかに討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第8号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 佐藤勇二 挙手多数であります。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第12、第9号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。  
総務課長

(金井義富総務課長 登壇)

○総務課長 金井義富 命によりまして、第9号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第9号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

附則 (施行期日等)。第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第2項以下につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。



(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑ないものと認め、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。  
第9号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第13、第10号議案 下仁田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(金井義富総務課長 登壇)

○総務課長 金井義富 命によりまして、第10号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第10号議案 下仁田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例  
下仁田町職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第10号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第14、第11号議案 下仁田町税条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

(堀口玲子住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 堀口玲子 命によりまして、第11号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第11号議案 下仁田町税条例の一部を改正する条例  
下仁田町税条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に、2枚目の最後をお願いいたします。

附則 (施行期日)。第1条 この条例は公布の日から施行する。ただし、第8条から第17条までの規定は平成28年4月1日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)。以降につきましては説明を省略させていただきます。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論はないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第11号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第15、第12号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(金井義富総務課長 登壇)

○総務課長 金井義富 命によりまして、第12号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第12号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

下仁田町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

附則（施行期日）。第1項 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第2項以下につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第12号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に日程第16、第13号議案 下仁田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。健康課長

（神戸康全健康課長 登壇）

○健康課長 神戸康全 命によりまして、第13号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第13号議案 下仁田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下仁田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基

準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので省略させていただきます。

附則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論はないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第13号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第17、第14号議案 下仁田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。  
健康課長

(神戸康全健康課長 登壇)

○健康課長 神戸康全 命によりまして、第14号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第14号議案 下仁田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下仁田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので省略させていただきます。

附則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論はないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第14号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第18、第15号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を産業観光課長に求めます。産業観光課長

(神戸宏産業観光課長 登壇)

○産業観光課長 神戸宏 命によりまして、第15号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第15号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

下仁田町小口資金融資促進条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

附則 この条例は平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、平成28年6月23日から実施する。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。  
第15号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第19、第16号議案 下仁田町中小企業経営安定資金融資条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を産業観光課長に求めます。産業観光課長  
(神戸宏産業観光課長 登壇)

○産業観光課長 神戸宏 命によりまして、第16号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第16号議案 下仁田町中小企業経営安定資金融資条例の一部を改正する条例

下仁田町中小企業経営安定資金融資条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので省略させていただきます。

附則 この条例は平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、平成28年6月23日から実施する。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。  
第16号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に日程第20、第17号議案 下仁田町職員の退職管理に関する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長  
(金井義富総務課長 登壇)

○総務課長 金井義富 命によりまして、第17号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第17号議案 下仁田町職員の退職管理に関する条例

以下の制定理由、内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

附則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第17号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第21、第18号議案 下仁田町等行政不服審査会委員の報酬等に関する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(金井義富総務課長 登壇)

○総務課長 金井義富 命によりまして、第18号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第18号議案 下仁田町等行政不服審査会委員の報酬等に関する条例

以下の制定理由、内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

附則 (施行期日)。第1項 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第2項以下につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑はないものと認め、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論はないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第18号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時10分

○議長 佐藤勇二 休憩を解いて再開をします。

○議長 佐藤勇二 次に日程第22、第19号議案 下仁田町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(金井義富総務課長 登壇)

○総務課長 金井義富 命によりまして、第19号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第19号議案 下仁田町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例

以下の制定理由、内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

附則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行



以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑はないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論はないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第19号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第23、第20号議案 下仁田町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例を議題とし、提案理由の説明を産業観光課長に求めます。産業観光課長

(神戸宏産業観光課長 登壇)

○産業観光課長 神戸宏 命によりまして、第20号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第20号議案 下仁田町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例

制定の理由、内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

附則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論はないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第20号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に日程第24、第21号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(金井義富総務課長 登壇)

○総務課長 金井義富 命によりまして、第21号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第21号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
第1条の下仁田町情報公開条例の一部改正、第2条の下仁田町個人情報保護条例の一部改正、第3条の下仁田町税条例の一部改正を次のとおり改める。  
改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

附則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

以上ですが、よろしくお願いいいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑はないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第21号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に日程第25、第22号議案 下仁田町庁舎整備基金条例を廃止する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(金井義富総務課長 登壇)

○総務課長 金井義富 命によりまして、第22号議案を朗読し、ご提案ご説明申

上げます。

第22号議案 下仁田町庁舎整備基金条例を廃止する条例

下仁田町庁舎整備基金条例は廃止する。

附則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。千野榮治議員

○9番 千野榮治 庁舎の耐震整備も終わったようでございまして、これにつきまして、耐震施工が終了したということで、この後、何年間ぐらいをこの耐震施工、これからのこの庁舎における耐震施工が何年ぐらい大丈夫なのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長 佐藤勇二 総務課長

○総務課長 金井義富 お答えをさせていただきます。

今回の補強工事でございますけれども、昭和56年以前の建物に対しての、その後の地震等によりまして、鉄筋等の補強ということが国で定められております。ですから、現在の補強工事をしたのがいつまで持つかということに対しましては、国の方針が変わらなければ、簡単に言いますと、ある程度ずっと持つということになりますけれども。

○議長 佐藤勇二 千野榮治議員

○9番 千野榮治 この間、耐震施工の整備をしたのは、昭和56年以前に建った建物は大丈夫だよという、今、建築基準法で耐震の施工が出た、現在の耐震の施工が出て、それを施工したんだと思うんだけど、これだけ施工したら、あと10年とか15年は一応国の建築基準法では施工しているということが出ているのではないかと、ずっといいよというわけにはいかないので、その辺のところは前にちょっと聞いたような気がするんですけど、この建物自体が現在の建築基準法で何年ぐらい大丈夫ですよという、国のお墨付きがついたのかどうかを聞かせてもらいたいのです。

○議長 佐藤勇二 総務課長

○総務課長 金井義富 建築基準法で今回変わりましたが、国のほうでも何年持つよという、今回の改正でその工事をしたから何年持つかということに対してはうたってございません。というのは、庁舎自体が実際は何年にできて入った、こういった建物ですと、建物の耐用年数が定められていますから、先ほど言いましたけれども、倒壊するということはないと感じております。

○議長 佐藤勇二 千野榮治議員

○9番 千野榮治 基金をこれで廃止ということで、県か国だか、会計監査か何かで指摘をされたということなんだけれども、それについても今言っているように、これ以降何年ぐらいが大丈夫だよというお墨付きがないと、これは廃止しても困るんじゃないかね。実際的には全くのこれに対してある程度の期間が良いとならないと基金を廃止しちゃうわけだから、お金を積むことが出来ないということなんで、その辺のところはどうなんだい。

○議長 佐藤勇二 総務課長

○総務課長 金井義富 今回、廃止した関連でございませけれども……

(「まだしてないんだけど」の声あり)

○総務課長 金井義富 すみません。上程をさせていただいた関係は、基本的には全員協議会でもお話しをさせていただきましたけれども、7,500万円でしたかね、それを積み立てて、それを工事に充当したということで、利息がたしか4万1,000円だと思います。利息しか残っていないという状態の中で監査委員から、もうとりあえずは廃止をしてもいいのではないかと。それでまた、今、議員がおっしゃるとおり、またこの建物を建て替える、あるいは改築する、そういったときには、また新たに条例を制定した中で対処すればいいのではないかとというふうに考えております。

○議長 佐藤勇二 千野榮治議員

○9番 千野榮治 監査委員というのは町の監査委員ですか。

(「そうです」の声あり)

○9番 千野榮治 仲間ですね。そうすると、それだと余計、県や国に、建築基準法の体制がどれだけのことでやったのだから、どのぐらい、要するに強度がついたのだからということきをきょう、この場でなくてもいいから、ちょっと調べて後で教えてください。そういう基準は出ていますから、耐震をしているんだから。それだけちょっとお伺いします。

○総務課長 金井義富 回答も必要ですか。

○9番 千野榮治 要らないです。どうせわからないでしょう。

○議長 佐藤勇二 では、よろしいですか。ほかに質疑ございますか。島崎紘一君

○10番 島崎紘一 確認のため質問させていただきますけれども、庁舎整備基金条例は、耐震のための基金ではなかったと思うんですね。ということは、庁舎を新築するために向こう20年間積み立てをして、その原資にするということで基金をつくったと、そういうふうに理解しているわけですがけれども、当時年間4,000万円、要するに行政改革で浮いた金というか、その辺の

所はちょっと記憶が定かでないけれども、そのぐらいの金を積み立てて庁舎を新築した場合に何十億もかかる、その原資として基金を設けて積み立てましょうと、そういうことで発足した基金だと思うのです。

しかしながら、庁舎新築でなく今回の耐震基準に合わせた耐震工事だと、それで当分の間、庁舎新築はいいだろうと、こういうことでこの基金の意味がなくなったという、すなわちこの耐震工事については基金を取り崩して充当したというところだと思います。その辺、勘違いをされていると、基金の発足したときの趣旨に合わないと思うので、この辺のところ、確認の意味でお尋ねしておきます。

○議長 佐藤勇二 総務課長

○総務課長 金井義富 お答えをさせていただきます。

先ほど7,500万という言い方をいたしましたけれども、実際、総額で7,900万です。それで、私が聞いている範囲の中では、庁舎耐震工事を行うために平成24年3月に制定したというふうに私は聞いておまして、ですから、そういったお答えをいたしましたけれども、そこら辺については、また前任者等、あるいは書類等を調べた中で、条例を制定したときの、早く言えば議事録は残っていると思いますので、そこら辺を調べていただきたいということによろしいでしょうか。

○議長 佐藤勇二 島崎紘一君

○10番 島崎紘一 まあいずれにしても、当時の課長とかは退職されていると思うので、あのときは新築に対するある程度の試算もして、それに伴うところの積み立てをしましょうということで、確かにそういうふうに記憶しているんだと思うんですけども、そこはよく確認をして、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 佐藤勇二 よろしいですか。

○10番 島崎紘一 はい。

○議長 佐藤勇二 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑はないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第22号議案を原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に日程第26、第23号議案 下仁田町過疎地域自立促進計画についてを議題とし、提案理由の説明を地域創生課長に求めます。地域創生課長

(永井邦佳地域創生課長 登壇)

○地域創生課長 永井邦佳 命によりまして、第23号議案を朗読し、ご提案ご説明をいたします。

第23号議案 下仁田町過疎地域自立促進計画について

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、下仁田町過疎地域自立促進計画を別冊のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

別冊の計画内容につきましては、さきの全員協議会でご説明をさせていただきましたので説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。島崎紘一君

○10番 島崎紘一 この計画についての質問ではありませんけれども、30ページから31ページにかけてなんですけれども、集落の整備について、集落の問題に提起があったということで、ちょっと目を通したわけなんですけれども、30ページから31ページにかけたこの、特に「集落が深く分散している」という表現なんですけれども、この辺「深く分散している」ということを私は「広く分散している」というふうにあれしたんですけれども、この辺は字句等はこれで正しいのですか。それともこのままでいいんだか、この辺をお尋ねしておきます。

○議長 佐藤勇二 地域創生課長

○地域創生課長 永井邦佳 言葉の解釈だと思うんですが、ここで「深く」というのは、何ていうんですかね「谷合に深く」という意味合いでございます。そういうことですので、そのような理解でお願いをしたいと思います。

○議長 佐藤勇二 いかがですか。よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。  
第23号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第27、第24号議案 平成26年度町道0109号  
(下仁田～栗山)線道路改良工事請負契約の変更についてを議題とし、提案理由の説明を建設ガス水道課長に求めます。建設ガス水道課長  
(神戸哲建設ガス水道課長 登壇)

○建設ガス水道課長 神戸哲 命によりまして、第24号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第24号議案 平成26年度町道0109号(下仁田～栗山)線道路改良工事請負契約の変更について

平成26年12月12日第93号議案で議会の議決を経た、平成26年度町道0109号(下仁田～栗山)線道路改良工事請負契約について、下記のとおり請負契約に変更を生じたため、下仁田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記。契約の目的、変更前、平成26年度町道0109号(下仁田～栗山)線道路改良工事請負契約。変更後、変更前に同じ。

契約の方法、変更前、指名競争入札による契約。変更後、随意契約。

契約の金額、変更前、金6,253万2,000円。変更後、金6,924万9,600円。

契約の相手方、変更前、下仁田町大字下仁田424-2、諸星建設株式会社、代表取締役 諸星和夫。変更後、変更前に同じ。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。  
第24号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第28、第25号議案 平成26年度町道0104号線(不通橋)橋台部補修工事請負契約の変更についてを議題とし、提案理由の説明を建設ガス水道課長に求めます。建設ガス水道課長  
(神戸哲建設ガス水道課長 登壇)

○建設ガス水道課長 神戸哲 命によりまして、第25号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第25号議案 平成26年度町道0104号線(不通橋)橋台部補修工事請負契約の変更について

平成27年1月23日第1号議案で議会の議決を経た、平成26年度町道0104号線(不通橋)橋台部補修工事請負契約について、下記のとおり請負契約に変更を生じたため、下仁田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記。契約の目的、変更前、平成26年度町道0104号線(不通橋)橋台部補修工事請負契約。変更後、変更前に同じ。

契約の方法、変更前、指名競争入札による契約。変更後、随意契約。

契約の金額、変更前、金9,147万6,000円。変更後、金9,592万5,600円。

契約の相手方、変更前、下仁田町大字馬山3709-1、神戸土木株式会社、代表取締役 神戸康宏。変更後、変更前に同じ。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。



(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論はないものと認め、討論を終結して採決いたします。  
第25号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 佐藤勇二 次に日程第29、第26号議案から第32号議案までを一括議題とし、第26号議案 平成27年度下仁田町一般会計補正予算(第6号)から順次説明を願います。総務課長  
(金井義富総務課長 登壇)

○総務課長 金井義富 命によりまして、第26号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第26号議案 平成27年度下仁田町一般会計補正予算(第6号)

平成27年度下仁田町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,976万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億7,543万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)。第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)。第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

2ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款町税2,083万7,000円、6款地方消費税交付金1,270万円、10款地方交付税348万6,000円、12款分担金及び負担金155万7,000円の減、13款使用料及び手数料4万5,000円の減、14款国庫支出金4,142万6,000円、15款県支出金8,493万1,000円の減、16款財産収入1万8,000円、

17款寄附金6万円。

次のページに移りまして、18款繰入金729万6,000円の減、20款諸収入244万円、21款町債6,690万円の減、歳入合計50億5,519万9,000円から7,976万2,000円を減額し、49億7,543万7,000円としたいともののでございます。

4ページをお願いいたします。次に、歳出でございます。

1款議会費2万9,000円の減、2款総務費2,153万9,000円、3款民生費1,391万8,000円、4款衛生費3,281万2,000円の減、6款農林水産業費1億441万9,000円の減、7款商工費4,445万4,000円、8款土木費2,226万3,000円の減、9款消防費288万5,000円、次のページに移りまして、10款教育費55万5,000円の減、13款諸支出金248万円の減、歳出合計50億5,519万9,000円から7,976万2,000円を減額し、49億7,543万7,000円としたいとするものでございます。

6ページに移りまして、第2表 繰越明許費補正でございます。2款総務費、1項総務管理費、情報ネットワーク維持管理費1,300万円、同じく企画調整費450万円、3款民生費、1項社会福祉費、介護予防・生活支援サービス事業1,600万円、6款農林水産業費、2項林業費、ぐんま緑の県民基金事業1,565万3,000円、7款商工費、1項商工費、外郭団体負担金356万円、同じく外郭団体補助金300万円、同じく「道の駅しもにた」再整備事業3,824万4,000円、同じくこんにやく手作り体験道場管理運営160万円、8款土木費、2項道路橋梁費、一般町道改良1,269万円。

7ページに移りまして、第3表 地方債補正変更でございます。起債の目的、過疎対策事業、限度額2億9,900万円から7,710万円を減額し2億2,190万円に、ガス事業補助、限度額660万円から230万円を減額し430万円に、緊急防災・減災事業債、新たに690万円、一般補助施設整備等事業債、新たに560万円、限度額計5億120万円から6,690万円を減額し、4億3,430万円にしたいとするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じで記載のとおりでございます。

8ページに移りまして、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。また、10ページの2の歳入及び17ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説

明いたしましたので省略させていただきます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 以上で一般会計の説明が終わりました。

続いて、第27号議案 平成27年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、第28号議案 平成27年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び第29号議案 平成27年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、健康課長に説明を求めます。健康課長

（神戸康全健康課長 登壇）

○健康課長 神戸康全 命によりまして、第27号議案から第29号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第27号議案 平成27年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成27年度下仁田町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,712万2,000円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

次のページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正額のみ申し上げます。

歳入でございます。1款国民健康保険税516万1,000円、4款療養給付費交付金1,271万3,000円の減、6款県支出金12万9,000円、7款共同事業交付金622万2,000円の減、9款繰入金1,183万1,000円、11款諸収入73万円、歳入合計12億8,820万6,000円から108万4,000円を減額し、12億8,712万2,000円としたいとします。

次に、歳出でございます。2款保険給付費429万3,000円の減、7款共同事業拠出金129万3,000円、8款保健事業費79万6,000円、11款諸支出金175万円、歳出合計12億8,820万6,000円から108万4,000円を減額し、12億8,712万2,000円としたいとします。

次のページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略をさせていただきます。4ページの2の歳入、7ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略をさせていただきます。

次に、第28号議案 平成27年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成27年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ480万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,673万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

次のページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正額のみ申し上げます。

歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料360万1,000円の減、3款繰入金119万9,000円の減、歳入合計1億4,153万3,000円から480万円を減額し、1億3,673万3,000円としたいとするものでございます。

次に、歳出です。3款後期高齢者医療広域連合納付金480万円の減、歳出合計1億4,153万3,000円から480万円を減額し、1億3,673万3,000円としたいとするものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略させていただきます。4ページの2の歳入、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略をさせていただきます。

次に、第29号議案をお願いいたします。

第29号議案 平成27年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成27年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,628万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ13億1,144万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

次のページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正額のみ申し上げます。

歳入でございます。1款保険料53万円、3款国庫支出金561万4,000円の減、4款支払基金交付金561万1,000円の減、5款県支出金302万3,000円の減、7款繰入金259万1,000円の減、9款諸収入2万3,000円、歳入合計13億2,772万7,000円から1,628万6,000円を減額し、13億1,144万1,000円としたいとするものでございます。

次に、歳出でございます。1款総務費34万7,000円の減、2款保険給付費2,065万9,000円の減、4款基金積立金490万1,000円、5款地域支援事業費21万円の減、7款諸支出金2万9,000円、歳出合計13億2,772万7,000円から1,628万6,000円を減額し、13億1,144万1,000円としたいとするものでございます。

4ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。5ページの2、歳入、7ページの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 ここで暫時休憩をします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時00分

○議長 佐藤勇二 休憩を解いて再開をします。

---

○議長 佐藤勇二 次に第30号議案 平成27年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)、第31号議案 平成27年度下仁田町水道事業会計補正予算(第2号)及び第32号議案 平成27年度下仁田町ガス事業会計補正予算(第3号)について、建設ガス水道課長に説明を求めます。建設ガス水道課長

(神戸哲建設ガス水道課長 登壇)

○建設ガス水道課長 神戸哲 命によりまして、第30号議案から第32号議案ま

でを朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第30号議案 平成27年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算  
(第3号)

平成27年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,084万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,671万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)。第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

次のページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

1款分担金及び負担金297万円の減、3款国庫支出金609万5,000円の減、4款県支出金484万2,000円の減、5款財産収入3,000円、6款繰入金160万3,000円の減、8款諸収入6万4,000円、9款町債540万円の減、歳入合計7,755万4,000円から2,084万3,000円を減額し、5,671万1,000円としたいとします。

次に、歳出でございます。1款浄化槽事業費2,084万3,000円の減、歳出合計7,755万4,000円から2,084万3,000円を減額し、5,671万1,000円としたいとします。

次のページをお願いします。次に、第2表 地方債補正(変更)でございます。起債の目的、浄化槽施設設置事業(下水道事業債)、限度額1,030万円から270万円を減額し760万円に、同じく過疎対策事業債、限度額1,030万円から270万円を減額し760万円に、限度額計2,060万円から540万円を減額し、1,520万円としたいとします。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じで起債のとおりでございます。

続きまして、4ページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては説明を省略をさせていただきます。また、5ページの2の歳入及び7ページ、3の歳出につきましては、さきの議会全員協議会でご

説明いたしましたので省略させていただきます。

次に、第31号議案をお願いいたします。

第31号議案 平成27年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）。第1条 平成27年度下仁田町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。第2条 平成27年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款の区分と補正予定額を申し上げます。収入、第1款水道事業収益4万3,000円、支出、第1款水道事業費用805万3,000円の減。

（資本的収入及び支出）。第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,157万7,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,130万9,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19万9,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額0円」に、「当年度分損益勘定留保資金7,137万8,000円」を「当年度分損益勘定留保資金7,130万9,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

款の区分と補正予定額を申し上げます。収入、第1款資本的収入459万円の減、支出、第1款資本的支出485万8,000円の減。

（特例的収入及び支出）。第4条 予算第4条の2を次のように改める。地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び財務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ4,399万5,000円及び59万1,000円である。

（企業債）。第5条 予算第5条（企業債）表中、「限度額3,060万円」を「限度額2,600万円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）。第6条 予算第8条件に定めた経費の金額を次のとおり改める。第1号、職員給与費5,057万2,000円から111万3,000円を減額し、4,945万9,000円としたいとします。

（他会計からの補助金）。第7条 予算第9条を次のように改める。第9条 水道水源開発事業に係る企業債、簡易水道統合整備事業に係る簡易水道事業債及び過疎債の元利償還等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,000万1,000円である。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

4 ページの平成 27 年度下仁田町水道事業会計補正予算（第 2 号）実施計画以降につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

次に、第 3 2 号議案をお願いいたします。

第 3 2 号議案 平成 27 年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）。第 1 条 平成 27 年度下仁田町ガス事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。第 2 条 平成 27 年度ガス事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款の区分と補正予定額を申し上げます。収入、第 1 款ガス事業収益 6 4 8 万円の減、支出、第 1 款ガス事業費用 9 7 0 万 7, 0 0 0 円の減。

（資本的収入及び支出）。第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3, 3 2 1 万 6, 0 0 0 円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3, 8 4 6 万 3, 0 0 0 円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3 0 9 万円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2 7 8 万 2, 0 0 0 円」に、「当年度分損益勘定留保資金 5 4 2 万円」を「当年度分損益勘定留保資金 1, 0 9 7 万 5, 0 0 0 円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

次のページをお願いいたします。款の区分と補正予定額を申し上げます。収入、第 1 款資本的収入 9 4 0 万円の減、支出、第 1 款資本的支出 4 1 5 万 3, 0 0 0 円の減。

（企業債）。第 4 条 予算第 5 条（企業債）表中、「限度額 2, 1 8 0 万円」を「限度額 1, 4 7 0 万円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）。第 5 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり改める。第 1 号、職員給与費 4, 5 9 2 万 5, 0 0 0 円から 5 1 万 1, 0 0 0 円を減額し、4, 5 4 1 万 4, 0 0 0 円としたいとするものでございます。

（他会計からの補助金）。第 6 条 予算第 9 条を次のように改める。第 9 条 職員の児童手当に要する経費のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4 8 万円である。

（たな卸資産購入限度額）。第 7 条 予算第 1 0 条に定めた、たな卸資産購入限度額の「限度額 7, 1 9 6 万 3, 0 0 0 円」を「限度額 6, 9 9 6 万 3, 0 0 0 円」に改める。



平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

3ページの平成27年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第3号）実施計画以降につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、第26号議案から第32号議案までに対する質疑に入ります。質疑に際しては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願ひをしておきます。それでは、質疑をお願ひします。岡田武二君

○12番 岡田武二 第26号議案の全般的についてちょっと質問をさせていただきます。かねてから全員協議会、また監査の中で課長さんたちにお願ひをしてあると私は思っているんですが、そういった中で、いかに一般財源を使わないで事業をやっていかれる中で、お願ひをしたわけですけれども、その辺のところは、局長はちょっと体調が悪いようだけど、局長のほうから、課長会議の中に一般財源をなるべく使わないようなあれをお願ひしたいということは、指示をしているか、お伝えをさせていただいてあるんでしょうか。

○議長 佐藤勇二 議会事務局長

○議会事務局長 樋口令子 課長会議の中で、私のほうから一般財源をなるべく使わないような予算にしてくださいということを、私が言ったかどうかというご質問ですか。

○12番 岡田武二 そうということです。お願ひというか、私が言っていたんですけれども、それは監査委員さんの中で指摘はしてないけれども、課長会議の中でそういう話をしてくださいというような話をしたような私は感じをしているんですけれども、してなければそれでいいんですけれども。いずれにしろ正式にそれでは、今月の監査で指摘をしたいと思います。

それについて、財源更正というのがあるわけで、地域創生課長、その他の国・県支出金というものが補助事業の場合にはあるわけですね。その他財源というのはここにありますがけれども、それがどういうところに当てはまるのか、ちょうど財政関係、お願ひします。どういうところが当てはまるか、その他財源ということで枠をつくってありますよね。

○議長 佐藤勇二 地域創生課長

○地域創生課長 永井邦佳 財政担当につきましては総務課長なので。

○12番 岡田武二 あ、総務課長。大変失礼いたしました。総務課長、今度変わったんだね、担当で言えば、担当で答えていけば。おおよそはわかっているん

ですけれども、起債を起こすとか、過疎債、優良債に当たるものということで解釈をしたいと思うんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長 佐藤勇二 総務課長、今の聞いていましたか。起債とか優良債でいいのかという質問なんですけれども、そういうことで理解してよろしいかということなんですけれども。総務課長

○総務課長 金井義富 その他財源ということなんですけれども、これは歳入で入ってきたもの、その関連する課の款に充当する、そういったものでございます。

○議長 佐藤勇二 岡田武二君

○12番 岡田武二 それでは、財源内訳というのがあるわけですね。要するに予算を組むに対して、補正予算の中で要するに財源更正ということで、国・県支出金、特定財源という形の中で、その他財源、また一般財源の3つに分かれているわけですね。ということは、その他財源というのは、要するに余り一般財源を使わないで、国・県が財政を、要するに過疎債だとか、起債限度の起債を起こせるとか、そういうものではないんですか。

○議長 佐藤勇二 総務課長

○総務課長 金井義富 違います。内訳を見ていただくとわかるんですけれども、国・県からの補助金というのはここに入ってきます。次が地方債というのがあります。これが起債関係になります。それと、先ほど言いましたけれども、その他というものについては、入っているのは手数料とか、そういったものがありますよね。住民からそういった、住民票に払った、そういったものもこういったところに充てているわけですね。そういうことでご理解願いたいんです。

○議長 佐藤勇二 岡田武二君

○12番 岡田武二 ということは、例えば28ページで見ていただければよろしいかと思うんですけれども、道路新設改良費、これにその他財源というのが920万入っているということなんです。一般財源が1,263万8,000円、こういう内訳がありますよね。920万というのが要するに手数料とか入るものではないよね、これは。

○議長 佐藤勇二 総務課長

○総務課長 金井義富 大変申しわけございません。私が言ったのとちょっと今のは歳目のほうに入っている表がちょっと違いますので、今言うようにこれで議員が質問しておりますこちらの財源内訳の中にも、その他には今言った手数料とか起債も入っています。違うほうの表となると、これはみんな分かれているんですよ。そういうことです。

○議長 佐藤勇二 岡田武二君

○12番 岡田武二 ということは、一つの例を申せば、一般財源をなるべく少なくすることは、財政が豊かになると私は信じています。行政改革で一人、例えば減しても、年間1,000万はかからないですよ、正直な話。そういう面では、例えば一般財源が1,200万、つまりこれでいくと財源更正ということですから、要するに一般財源を使うようになっちゃったところなんですよ。

ですから、この道路改良費の下に橋梁と、教育委員会の学校管理運営、これはバスのことだろうと思うんですけども、それを含めると7,700万一般財源が財源更正されているんですよ。ですから、要するに私としては、例えば大きな工事をしたときに、追加工事、これは全部一般財源になる。その前の要するに工事については、起債を起こせたり、国の補助事業を使ったりという形の中でやっているんですけども、その追加工事が例えば栗山にしても、馬山にしても、全部一般財源を使うようになる。やっぱりこういうものをなるべく使わないような、国・県で使えるような努力をしていただきたいということで、今までもお願いしていたんです。

ところがこれを見ると、3つの項目があると思うんですけども、それだけで7,700万ぐらいの、要するに財源更正をされている。これはすべて一般財源になるんです。やっぱりこれはある程度、相当職員の方に努力をしていただいて、ある程度大きな工事の追加工事をするのには、どういう形がいいのか、例えば見積もりだとかそういうのが甘いのではないかと私は思っているんです。もう少しちゃんとした予算組みをして、ある程度一般財源を使わないような努力をしていただきたい。ここでお願いをしておきます。

いずれにしても、今年度どうのこうのということではありませんし、新年度予算もこれからできるわけですから、そういった面で予算の見積もりをしたものについては、再度検討していただいて、新年度についてはこういうことのないように、追加工事がないような、追加工事が全部すべて見ていると一般財源になっちゃいます。というのは、例えば3,000万なり、ここで建設課で一般財源を使わないようにすれば、道路改良は十分できる、私はそう思っているんですよ。ですから、そういう方法をお願いしたいと思っておりますけれども、これは副町長も要するに管理する義務があると私は思っていますので、その辺のところ、職員指導をぜひお願いしたいと思っておりますが、副町長、どうでしょうか。

○議長 佐藤勇二 副町長

○副町長 吉弘拓生 お答えします。

毎月課長会議のほうはやっております、この予算編成におきましても国・県、それからいろんな団体ございます。そちらのほうの財源を一生懸命探して、私どもも努力しておりますけれども、職員の皆さんにおきましても、極力そういった特定財源のほうを見つけてくるようにということで指示のほうはさせていただいております。

○議長 佐藤勇二 岡田武二君

○12番 岡田武二 前向きな答弁をいただいたので、ありがたいな新年度に向けて。ぜひいかしていただければありがたいなと思っています。いずれにしても、道の駅いろいろ大きなものが出てくるので、慎重に予算を組んでいただいて、一般財源をなるべく出さないような方向づけをしていただきたいと思います。うんですけれども、道路工事なんかはね、大きいものは全部追加予算が出たのは一般財源ですから。その前のものは国・県を使ったり、いろいろしています。だからそういうものをよく精査していただいて、新年度の予算を組んでも、また組み直してもいいわけですから、ぜひ進めていただきたいと思います。以上です。これ以上いいません。

○議長 佐藤勇二 そのほか質疑ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 それでは、質疑がないようですので、質疑を終結して、第26号議案から第32号議案の7議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第30、第33号議案から第39号議案までを一括議題といたします。まず、第33号議案 平成28年度下仁田町一般会計予算から順次説明を願います。総務課長

(金井義富総務課長 登壇)

○総務課長 金井義富 命によりまして、第33号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第33号議案 平成28年度下仁田町一般会計予算

平成28年度下仁田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54億4,500万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)。第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)。第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)。第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

(歳出予算の流用)。第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

2ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算でございますが、款の区分と予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款町税8億3,235万6,000円、2款地方譲与税4,940万円、3款利子割交付金120万円、4款配当割交付金281万円、5款株式等譲渡所得割交付金214万2,000円、6款地方消費税交付金1億3,500万円、7款ゴルフ場利用税交付金1,500万円、8款自動車取得税交付金1,000万円、9款地方特例交付金90万円、10款地方交付税22億9,400万円。

3ページに移りまして、11款交通安全対策特別交付金140万円、12款分担金及び負担金3,816万8,000円、13款使用料及び手数料4,527万9,000円、14款国庫支出金4億3,425万9,000円、15款県支出金3億707万8,000円、16款財産収入332万9,000円、17款寄附金1億14万1,000円、18款繰入金2億3,311万3,000円、19款繰越金1,000円。

4ページに移りまして、20款諸収入6,532万4,000円、21款町債8億7,410万円、歳入合計54億4,500万円としたいとするも

のでございます。

5ページをお願いいたします。歳出でございます。おなじく款の区分と予算額を申し上げます。

1款議会費7,566万7,000円、2款総務費7億7,569万5,000円、3款民生費11億2,706万4,000円、4款衛生費7億1,537万6,000円、5款労働費209万円、6款農林水産業費2億3,367万4,000円、7款商工費2億8,699万円、8款土木費3億3,028万2,000円。

6ページをお願いいたします。9款消防費2億6,811万円、10款教育費10億1,037万7,000円、11款災害復旧費1万2,000円、12款公債費6億894万9,000円、13款諸支出金71万4,000円。

7ページへ移りまして、14款予備費1,000万円、歳出合計54億4,500万円としたいとしますのでございます。

8ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為でございますが、土地開発公社の借入金に対する債務保証で、期間を平成28年度から債務完了の年度までとし、限度額を2,555万2,000円に約定利息を加えた額と定めたいとしますのでございます。

次に、第3表 地方債でございますが、起債の目的と限度額は、過疎対策事業債6億3,960万円、臨時財政対策債1億9,000万円、公営住宅建設事業債4,450万円、限度額計8億7,410万円で、起債の方法は証書借入又は証券発行、利率は年5%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）といたします。償還の方法は、借入先の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借換えすることができるとしたいとしますのでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。また、12ページの2の歳入及び28ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 以上で一般会計予算の説明が終わりました。

続いて、第34号議案 平成28年度下仁田町国民健康保険特別会計予算、

第35号議案 平成28年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算及び第36号議案 平成28年度下仁田町介護保険特別会計予算について、健康課長に説明を求めます。健康課長

(神戸康全健康課長 登壇)

○健康課長 神戸康全 それでは、81ページをお願いいたします。命によりまして、第34号議案から第36号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第34号議案 平成28年度下仁田町国民健康保険特別会計予算

平成28年度下仁田町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億4,317万2,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)。第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)。第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

次のページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算でございます。款の区分と金額のみ申し上げます。

まず、歳入でございます。1款国民健康保険税2億1,007万3,000円、2款使用料及び手数料10万円、3款国庫支出金2億6,396万7,000円、4款療養給付費交付金3,773万9,000円、5款前期高齢者交付金2億5,327万2,000円、6款県支出金7,302万2,000円、7款共同事業交付金2億9,104万1,000円、8款財産収入1万円、9款繰入金1億1,325万6,000円、10款繰越金1,000円、11款諸収入69万1,000円、歳入合計12億4,317万2,000円としたいとしますのでございます。

次のページをお願いします。次に、歳出でございます。1款総務費504万9,000円、2款保険給付費7億2,607万7,000円、3款後期高齢者支援金等1億4,018万2,000円、4款前期高齢者納付金等9

万3,000円、5款老人保健拠出金1,000万円、6款介護納付金6,200万9,000円、7款共同事業拠出金2億7,450万円、8款保健事業費1,366万7,000円、9款基金積立金1万円。

次のページをお願いいたします。10款公債費56万8,000円、11款諸支出金101万6,000円、12款予備費2,000万円、歳出合計12億4,317万2,000円としたいとするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略をさせていただきます。88ページの2の歳入、94ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略をさせていただきます。

次に、101ページをお願いします。

### 第35号議案 平成28年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,440万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)。第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。

(歳出予算の流用)。第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

次のページをお願いいたします。第1表の歳入歳出予算であります。款の区分と金額のみ申し上げます。

まず、歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料7,377万2,000円、2款使用料及び手数料1万9,000円、3款繰入金5,484万円、4款繰越金1,000円、5款諸収入576万8,000円、歳入合計1億3,440万円としたいとするものでございます。

103ページをお願いします。次に、歳出でございます。1款総務費182万1,000円、2款保健事業費657万7,000円、3款後期高齢者医療広域連合納付金1億2,499万9,000円、4款諸支出金2,000円、5款公債費1,000円、6款予備費100万円、歳出合計1億3,440万



円としたいとするものでございます。

次のページをお願いします。歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。106ページの2の歳入、108ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略をさせていただきます。

次に、111ページをお願いいたします。

### 第36号議案 平成28年度下仁田町介護保険特別会計予算

平成28年度下仁田町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4,648万4,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)。第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2,000万円と定める。

(歳出予算の流用)。第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

次のページをお願いいたします。第1表の歳入歳出予算であります。款の区分と金額のみ申し上げます。

まず、歳入でございます。1款保険料2億4,144万8,000円、2款使用料及び手数料2万4,000円、3款国庫支出金3億4,763万9,000円、4款支払基金交付金3億7,221万2,000円、5款県支出金1億9,937万1,000円、6款財産収入1,000円、7款繰入金1億8,577万円、8款繰越金1,000円、9款諸収入1万8,000円、歳入合計13億4,648万4,000円としたいとするものでございます。

113ページをお願いします。次に、歳出でございます。1款総務費1,101万8,000円、2款保険給付費12億9,912万6,000円、3款財政安定化基金拠出金1,000円、4款基金積立金1,000円、5款地域支援事業費3,533万2,000円、6款公債費1,000円、

7 款諸支出金 5, 0 0 0 円。次のページをお願いします。8 款予備費 1 0 0 万円、歳出合計 1 3 億 4, 6 4 8 万 4, 0 0 0 円としたいとするものでございます。

次のページをお願いします。歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 の総括につきましては説明を省略させていただきます。1 1 7 ページの 2 の歳入、1 2 2 ページの 3 の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 次に、第 3 7 号議案 平成 2 8 年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算、第 3 8 号議案 平成 2 8 年度下仁田町水道事業会計予算及び第 3 9 号議案 平成 2 8 年度下仁田町ガス事業会計予算について、建設ガス水道課長に説明を求めます。建設ガス水道課長

(神戸哲建設ガス水道課長 登壇)

○建設ガス水道課長 神戸哲 それでは、1 3 1 ページをお願いいたします。命によりまして、第 3 7 号議案から第 3 9 号議案までを朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第 3 7 号議案 平成 2 8 年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算

平成 2 8 年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7, 2 0 0 万円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)。第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)。第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 2, 0 0 0 万円と定める。

(歳出予算の流用)。第 4 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第 1 号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 2 8 年 3 月 7 日提出 下仁田町長 金井康行

次のページをお願いいたします。第 1 表 歳入歳出予算でございますが、款の区分と予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款分担金及び負担金834万円、2款使用料及び手数料1,524万9,000円、3款国庫支出金1,320万8,000円、4款県支出金790万5,000円、5款財産収入1,000円、6款繰入金989万4,000円、7款繰越金1,000円、8款諸収入2,000円、9款町債1,740万円、歳入合計7,200万円としたいとするものでございます。

続きまして、歳出でございます。1款浄化槽事業費6,561万4,000円、2款公債費588万6,000円、3款予備費50万円、歳出合計を7,200万円としたいとするものでございます。

次のページをお願いいたします。第2表 地方債でございます。起債の目的は浄化槽施設設置事業、下水道事業債として限度額870万円、同じく過疎対策事業債として限度額870万円、限度額計が1,740万円でございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、それぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、135ページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。また、137ページの2の歳入及び139ページの3の歳出につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

次に、143ページをお願いいたします。

続きまして、第38号議案 平成28年度下仁田町水道事業会計予算

(総則)。第1条 平成28年度下仁田町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。第1号、給水戸数3,572戸、第2号、年間給水量93万1,678立方メートル、第3号、1日平均給水量2,390立方メートル。

(収益的収入及び支出)。第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。款の区分と予定額を申し上げます。収入、第1款水道事業収益2億8,588万9,000円、支出、第1款水道事業費用2億9,989万3,000円。

次のページをお願いいたします。(資本的収入及び支出)。第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,295万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,281万1,000円、当年度分損益勘定留保資金5,025万3,000円で補填するものとする。款の区分と予定額を申し上げます。

収入、第1款資本的収入9,265万3,000円、支出、第1款資本的支出1億6,561万円。

(企業債)。第5条 企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、配水本管布設替工事、限度額2,870万円、起債の方法、証書借入、利率、年5%以内、償還の方法、貸付先の融資条件による。

(一時借入金)。第6条 一時借入金の限度額は8,000万円と定める。予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2項営業外費用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第1号、職員給与費4,918万5,000円。

(他会計からの補助金)。第9条 水道水源開発事業に係る企業債、簡易水道統合整備事業に係る簡易水道事業債の元利償還等及び児童手当に要する経費のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は8,213万円である。

(棚卸資産購入限度額)。第10条 棚卸資産購入限度額は200万6,000円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)。第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。1、取得する資産、種類、配水本管布設替工事、名称、県道下仁田上野線及び小平下仁田線本管布設替工事、数量、L=237.9メートル、PEパイ100ミリ。L=73.0メートル、PEパイ75ミリ。県道下仁田上野線本管布設替工事本復旧工事、上町、A=467平方メートル、T=10センチメートル。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

次のページの平成28年度下仁田町水道事業会計予算実施計画以降につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

次に、169ページをお願いいたします。

続きまして、第39号議案 平成28年度下仁田町ガス事業会計予算

(総則)。第1条 平成28年度下仁田町ガス事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。第1号、供給戸数1, 258戸、第2号、年間供給量87万9, 419立方メートル、第3号、1日平均供給量2, 409立方メートル。

(収益的収入及び支出)。第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。款の区分と予定額を申し上げます。収入、第1款ガス事業収益1億7, 367万6, 000円、支出、第1款ガス事業費用1億6, 250万3, 000円。

次のページをお願いいたします。(資本的収入及び支出)。第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2, 876万7, 000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額209万2, 000円、過年度分損益勘定留保資金1, 543万2, 000円、当年度分損益勘定留保資金1, 124万3, 000円で補填するものとする。

款の区分と予定額を申し上げます。収入、第1款資本的収入2, 200万2, 000円、支出、第1款資本的支出5, 076万9, 000円。

(企業債)。第5条 企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、ガス本管布設替工事、限度額2, 200万円、起債の方法、証書借入、利率、年5%以内、償還の方法、貸付先の融資条件による。

(一時借入金)。第6条 一時借入金の限度額は1, 000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)。第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1款ガス事業費用、第1項営業費用、第2項営業外費用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をもって経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第1号、職員給与費4, 620万4, 000円。

(他会計からの補助金)。第9条 職員の児童手当に要する経費のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は66万円である。

(たな卸資産購入限度額)。第10条 たな卸資産購入限度額は6, 604万円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)。第11条 重要な資産の取得及び処分は次のとおりとする。1、取得する資産、種類、ガス本管布設替工事、名称、県道下仁田上野線本管布設替工事、仲町、L=70メートル、PEパイ200ミリ、

県道下仁田上野線本管布設替工事本復旧工事、上町、A = 467平方メートル、T = 10センチメートル。

平成28年3月7日提出 下仁田町長 金井康行

次のページの平成28年度下仁田町ガス事業会計予算実施計画以降につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので説明は省略させていただきます。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後 2時05分

再 開 午後 2時19分

○議長 佐藤勇二 休憩を解いて再開します。

第33号議案から第39号議案までに対する質疑に入ります。質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願ひいたします。それでは質疑をお願いします。佐藤博議員

○7番 佐藤博 平成28年度の一般会計予算について質問をいたします。先日、一般質問の際に28年度の目玉事業ということで通告をし、説明をいただこうといたしましたけれども、当日の町長答弁が28年度の予算の中で説明しますということで当日回答いただけませんでした。この28年度の予算案の中でひとつご説明をいただきたいと思います。28年度の目玉事業について、ページ数と款、項、目、節をもってご説明をいただきたいと思います。町長さんにお願ひいたします。

○議長 佐藤勇二 町長

○町長 金井康行 ただいまの質問でございますけれども、先日本話したように、数多く多岐にわたって新規がございますので、各それぞれ課に応じて新規事業のみお知らせさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長 佐藤勇二 佐藤博君

○7番 佐藤博 各課にわたって、各課に分けての新規事業で結構なんですけれども、町長さんにご説明、ご答弁をいただきたいと存じます。

○議長 佐藤勇二 町長

○町長 金井康行 細かな内容につきましては、それぞれ予算決算特別委員会もご願ひしますし、それぞれの担当課をもって説明をさせますので、よろしくお願ひします。

○議長 佐藤勇二 佐藤博君

○7番 佐藤博　　そういう質問をしているのではなくて、先般の質問の中で通告にないものは答弁できないということでお断りもされたんですが、その以前の段階の中で、28年度の目玉事業、これについては通告をしっかりと申し上げておりましたけれども、28年度の予算案の中で説明いたしますということの答弁をいただきましたものですから、今ここの場でもって町長さんに説明していただきたく質問をしているところでございますので、しっかりと説明をよろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二　町長

○町長 金井康行　　時間がかかりますけれども、よろしいですか。

○7番 佐藤博　　私は結構です。

○町長 金井康行　　先ほど全員協議会でもご説明させていただきましたけれども、内容につきまして、また細部については細かく担当、あるいは課長からさせていただきたいと思えます。

まずは、28年度事業として新たに取り組むのは、地方創生の命を受けたり、今の下仁田町の現状と地域の活性化に向けた事業、そしてふるさと応援基金を初め、下仁田町にいろいろと事業を通じて下仁田町がこうにしてくれ、ああにしてくれ、こういうまちづくりをしてくれと、いろいろ多岐にわたって応援をしてくださる方々の、そういった期待に応えられるような事業をしていきたいということが一つの28年度の課題だと思って、事業の予算組みをさせていただきました。

まずは一つには、下仁田町の人口減少、あるいは高齢化を抱える中での下仁田町のあり方については、議員いろいろご発言ありましたように、子育てに支援をしていくというお話でございまして、子育てを中心としたお母様方やお父様方に支援をしていこうということで、地域で取り組むのは出産の祝い金は今まで第1子、2子に関してはございましたけれども、第1子については今までどおり5万円、第2子につきましては10万円、第3子以降は20万円のお祝い金を差し上げて、子供の養育に張り合いを持ってしていただくということで、上程させていただいた次第でございます。

また、関連して保育料の無料化を設定しまして、今まで2子からの保育料は無料ということで、しかし条件がありましたが、28年度以降は条件なしで第2子以降は保育料の無料化をしていこうということでございます。また、入学をされる子供さんたちに、やはり支援をさせていただいて、よりよい環境の中で勉学あるいは教育に取り組んでいただくということで、小学校の入学に対しまして金額的には5万円相当、中学入学時にやはり同じく5万円

相当、こういう提案をさせていただくところでございます。

また、第5次下仁田町総合計画が今後10年間において取り組まれていく、その計画に予算を投じて作成していこうということでございます。また、いろいろな面で地域が下仁田町の置かれる現状、そして平成23年度の震災以降、大きな関心として防災・減災を含め、まちづくりをしていくという、ハザードマップの作成を通し、地域の安全を確保していきたいということでございます。

また、説明ございましたけれども、下仁田インフォメールによります情報配信サービスの実施、そして新たな再整備事業として下仁田道の駅の整備事業に対しまして予算計上、また取り組みを国の指定される重点道の駅にふさわしい内容にしていくということの思いでございます。

そして、大きな過疎債、あるいはいろいろな予算を起債をしまして、学校給食調理場の建設に取り組むという大きな議題がございます。また、説明をさせていただきましたが、伊勢山下第2町営住宅の建設等、今考えてご提案申し上げるところでございます。大きなところとしますと、そういった関連の事業でお答えをさせていただきます。

○議長 佐藤勇二 佐藤博君

○7番 佐藤博 これが28年度の目玉事業の主なものということでございますよね。先日の一般質問でなぜこれをご答弁いただけなかったのか、私も理解に苦しむところで今質問させていただいたんですが、先ほどお願い申し上げましたのは、この予算書の中の何ページにこれが含まれているかを含めてご説明いただきたいというふうにお問い合わせのところですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長 佐藤勇二 町長

○町長 金井康行 そういう意味でそれぞれの課に応じた予算組みの内容で説明させていただきますというふうに、最初申し上げたところでございますので、今、回答しました事業については、それぞれの款、項、目、節に応じて説明をさせていただきます。

○議長 佐藤勇二 佐藤博君

○7番 佐藤博 それぞれの担当課長さんの説明は私は結構でございますので、もう1点だけ教えてください。現在、スマホ事業の実証実験が始まっている。先般の新聞では1カ月おくれるということでありましたけれども、この後、アンケート等を取りながら調査をするんだらうと思いますけれども、そういった費用は、あります資料代等を含めたアンケートに係る費用については、



どこに所属をされているのか、所属の内容等を含めてご説明を、28年度予算の中でご説明をいただきたいと思います。

○議長 佐藤勇二 健康課長

○健康課長 神戸康全 今現在は平成28年度の当初予算でございますけれども、予算の中に組み込んでございません。

○議長 佐藤勇二 佐藤博君

○7番 佐藤博 28年度の予算の中にないとすると、資料代とかアンケートの集計に対する費用は27年度の中の費用で対応すると、こういう解釈でよろしいんでしょうかね。

○議長 佐藤勇二 健康課長

○健康課長 神戸康全 実証事業をふるさとスマホ株式会社が行うということで、今、町としての持ち出しはないということでございます。

○議長 佐藤勇二 佐藤博君

○7番 佐藤博 実証事業に対してはないということで、私も伺っていますので、今、実証事業の中身のことでなくて、その終わった後のアンケート関係を含めた資料の作成等々の費用の予算、これもゼロじゃないかというふうに思うんですが、これはどこの、どの項目で対応するのかという質問でございます。

○議長 佐藤勇二 健康課長

○健康課長 神戸康全 それも含めて予算の計上はございません。

○議長 佐藤勇二 佐藤博君

○7番 佐藤博 そうしますと、それを含めて企業側、ふるさとスマホが提供して対応するという解釈になりますが、それでよろしいんでしょうか。

○議長 佐藤勇二 健康課長

○健康課長 神戸康全 ふるさとスマホ自体のアンケートもございますが、私どもの町としてのアンケートもしていきたいという考えでございますので、高齢者支援係のほうで、コピー使用料等をとってございますので、その予算の中から流用したいと思っております。

○議長 佐藤勇二 佐藤博君

○7番 佐藤博 いずれにしても、そこに含まれているということに結果なるわけですよ。それだけわかれば結構です。

○議長 佐藤勇二 そのほか質疑ございますか。よろしいですか。島崎紘一君

○10番 島崎紘一 28年度予算の中からお伺いします。9ページ、11ページにかけて、初歩的な質問で申し訳ございませんけれども、なんてんか、教え

ていただきたいと思います。先の全協で当年度予算総額54億4,500万円、前年対比5億5,200万円ということで、そのうち自主財源が24.2%、こういう説明をいただきました。歳入については、1款から21款町債まであるわけですが、11ページの歳出、1款から14款の財源の内訳等を見ますと、国・県支出金、地方債、その他の財源、一般財源といった、一般財源が36億8,537,000円余であります。この一般財源の歳入、1款から20款、どこが一般財源に含まれるか、その辺のところをお教えいただきたいと思います。

○議長 佐藤勇二 総務課長

○総務課長 金井義富 島崎議員のご質問にお答えします。

予算関連の一般財源36億8,537,000円の内訳になりますけれども、町税が、全部金額を言ったほうがよろしいでしょうか。

○10番 島崎絃一 金額はこっちで足せばわかるから。

○総務課長 金井義富 款だけでよいですか。それでは1款町税、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款ゴルフ場利用税交付金、8款自動車取得税交付金、9款地方特例交付金、10款地方交付税、11款交通安全対策特別交付金、16款に飛びまして財産収入、それと17款の寄附金の一部、それと18款繰入金、19款繰越金の一部、20款の諸収入、それと21款の町債、そういう形になりますけれども、よろしいでしょうか。

○議長 佐藤勇二 島崎絃一君

○10番 島崎絃一 20款の町債は一般財源36億の中には今現在、地方債ということで、特定財源に入っているということになりますけれども、枠外、これはどうですか。

○議長 佐藤勇二 総務課長

○総務課長 金井義富 先ほどいいました町債の中に臨時財政対策債、そういう形のこの1億9,000万なんです。ですから、これが一般財源化ということでご理解願いたいと思います。

○議長 佐藤勇二 島崎絃一君

○10番 島崎絃一 いずれにしても、歳入のほとんどは一般財源化として歳出に組みこまれているわけですが、11ページの特定財源は款、項に分かれますと、国庫支出金、その他、一般財源と3つに分かれているわけですが、町債、その他が一緒に入っているその理由について、お伺いします。

○議長 佐藤勇二 総務課長

○総務課長 金井義富 お答えいたします。

11ページの表、あるいは支出のほうにまいりますと説明欄、この表については、地方自治法で定まった書式になっておりますので、そういうことをご理解願いたいと思います。

○議長 佐藤勇二 島崎紘一君、いいですか。

○10番 島崎紘一 はい、いいです。

○議長 佐藤勇二 そのほか質疑ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 それでは、ほかに質疑はないようですので、質疑を終結して第33号議案から第39号議案の7議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定しました。

---

○議長 佐藤勇二 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

---

散 会

平成28年3月9日

午後 2時38分